

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条及び同法第 801 条並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 10 月 1 日

オリエント株式会社

Mipox 株式会社

2021年10月1日

吸収分割に係る事後開示書面

広島県呉市仁方棧橋通り 1611

株式会社オリエント

代表取締役社長 林 光彦

山梨県北杜市大泉町西井出 8566

M i p o x 株式会社

代表取締役社長 渡邊 淳

株式会社オリエント（住所：広島県呉市仁方棧橋通1511番地）（以下「吸収分割会社」といいます。）とMipox株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）とは、2021年8月2日に締結した吸収分割契約に基づき、2021年9月30日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が吸収分割会社のオムニ事業及びカーボナイト事業（以下「承継事業」といいます。）に関する権利義務を承継するさせる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関して、会社法第791条及び同法第801条並びに会社法施行規則第189条の定める事項が、以下の通りであることをご報告いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年9月30日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 吸収分割会社における株主の差止請求

吸収分割会社における株主の差止請求本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第

785 条の規定による手続は行っておりません。

(3)新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4)債権者の異議

吸収分割会社は 2021 年 8 月 25 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3.吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1)吸収分割承継会社における株主の差止請求

本吸収分割は簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による承継会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2)反対株主の株式買取請求

本吸収分割は簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による承継会社の株主による差止請求は認められておりません。

(3)債権者の異議

吸収分割会社は 2021 年 8 月 25 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4.吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

(1)吸収分割承継会社は吸収分割会社より、2021 年 9 月 30 日をもって、吸収分割会社のオムニ事業及びカーボナイト事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

資産：金 100 百万円

負債：金 90 百万円

5.会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2021 年 10 月 4 日（予定）

6.その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上